

## 井原地域勤労者互助会給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、井原地域勤労者互助会の相互扶助と連帯を深めるため、井原地域勤労者互助会規約第22条・第23条の規約に基づき、各事業の給付について定めることを目的とする。

(共済事業の範囲と実施方法)

第2条 共済事業の範囲は別表(1)のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金を給付するものとする。

2 共済事業は一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17)(略称:全労済協会という。)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約(以下「保険契約」という。)を締結して実施し、井原地域勤労者互助会又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

(給付の請求)

第3条 会員に給付事由が発生したときは、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて事務局に速やかに提出し、給付金等を受領するものとする。

2 給付金等の請求は、給付事由の発生の日の翌日から3年とする。

(助成事業)

第4条 規約第23条に定める各事業については、別表(2)のとおりとし、その給付の条件等は、井原地域勤労者互助会が別に定めるものとする。

(虚偽の申請)

第5条 会員又は給付金等の受取人が虚偽の申請により、給付金等の支給を受けたことが明らかになったときは、会長は給付金等を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成2年12月1日から適用する。ただし、子の就学祝金の改正については、平成3年4月1日に中学校へ入学する子から適用する。

附 則

この改正条項は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成12年6月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、令和3年4月1日から適用する。

別表(1)

給付事由			給付金額(円)	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	500,000	
		不慮の事故により死亡した場合	250,000	
		疾病により死亡した場合	65歳未満	100,000
	65歳以上		50,000	
死弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000	
	会員の子が死亡した場合		20,000	
	会員の親が死亡した場合		10,000	
後遺障害賠償保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	500,000～20,000	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	250,000～10,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	65歳未満	100,000
	65歳以上		50,000	
傷病休業金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	5,000
			30日以上	10,000
			90日以上	15,000
			120日以上	20,000
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	500,000
			30%以上50%未満	350,000
			20%以上30%未満	250,000
			20%未満	100,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	150,000
			20%以上70%未満	75,000
20%未満			15,000	
		会員の居住する建物の床上浸水	30,000	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	7,000	
		会員の子が中学校に入学した場合	7,000	
	成人祝金	会員が満20歳に達した場合	10,000	
	在会祝金	会員が在会してから右の期間を経過した場合	10年	5,000
			20年	10,000
	勤続祝金	会員が勤続してから右の期間を経過した場合	10年	5,000
			15年	5,000
			20年	10,000
25年			10,000	
30年			10,000	
35年			15,000	
40年	20,000			

別表(2)

		給付事由	給付金額(円)
健康増進事業	健康診断	自己負担額 10,000円以上	5,000
		自己負担額 5,000円以上10,000円未満	3,000
		自己負担額 3,000円以上5,000円未満	2,000
	インフルエンザ (満65歳未満)	自己負担額 2,000円以上	1,000
余暇活動事業	宿泊	自己負担額 4,000円以上	4,000
	スポーツ観戦	自己負担額 2,000円以上	1,000
	音楽鑑賞等	自己負担額 2,000円以上	1,000
	バスツアー	自己負担額 2,000円以上	1,000
	ビアガーデン (夏季のみ)	自己負担額 2,000円以上	1,000
体力増進事業	体力づくり (ボーリング・ ゴルフ・ スキー等)	自己負担額 2,000円以上	1,000

※井原地域勤労者互助会規約第23条に定める助成事業の給付請求は、給付事由の発生の日の翌日から1年とする。